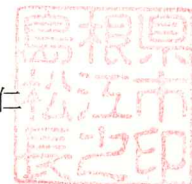


松江市告示第 281 号

令和 7 年度国民健康保険料率を決定したため、松江市国民健康保険条例(平成 17 年松江市条例第 230 号)第 16 条第 3 項、第 20 条の 5 第 3 項、第 24 条第 3 項により次のとおり告示し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

令和 7 年 5 月 26 日

松江市長 上 定 昭 仁



1 基礎賦課額の保険料率

(1) 所得割	100 分の 7.84
(2) 被保険者均等割	31,540 円
(3) 世帯別平等割	
ア 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯	19,760 円
イ 特定世帯	9,880 円
ウ 特定継続世帯	14,820 円

2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

(1) 所得割	100 分の 2.81
(2) 被保険者均等割	11,540 円
(3) 世帯別平等割	
ア 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯	7,300 円
イ 特定世帯	3,650 円
ウ 特定継続世帯	5,475 円

3 介護納付金賦課額の保険料率

(1) 所得割	100 分の 2.76
(2) 被保険者均等割	12,660 円
(3) 世帯別平等割	6,240 円